

特定非営利活動法人 ユアフィールドつくば

代表理事 伊藤文弥 様

公益財団法人 日本非営利組織評価センター
理事長 佐藤 大吾



ベーシックガバナンスチェック結果通知

ベーシックガバナンスチェックの結果、貴団体の組織運営状況については、日本非営利組織評価センター（JCNE）の定める基準により次の通り評価いたしました。

記

第三者評価決定日：2025年3月28日

第三者評価有効期限日：2028年3月31日

●第三者評価（評価対象：貴団体よりご提出の定款・規約・マネジメント運営過程の記録書面）

【非営利型判定】 非営利型である

基準 No.	評価基準	評価結果
1	法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。	基準を満たしていない
2	1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。	基準を満たしていない
3	法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。	基準を満たしている
4	法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。	基準を満たしている
5	法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。	基準を満たしていない
6	法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。	基準を満たしている
7	法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。	基準を満たしている
8	役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。	基準を満たしている

9	監事監査を実施し、監査報告書を作成している。	基準を満たしていない
10	直近の登記事項を登記している。	基準を満たしている
11	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。	基準を満たしていない

●セルフチェック（評価対象：貴団体によるセルフチェック回答データ）

基準 No.	評価基準	評価結果
12	組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。	基準を満たしている
13	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	基準を満たしている
14	理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。	基準を満たしている
15	個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。	基準を満たしている
16	法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。	基準を満たしている
17	雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。	基準を満たしている
18	ハラスメント防止策を講じている。	基準を満たしている
19	組織の目的と事業を文書化している。	基準を満たしている
20	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	基準を満たしている
21	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。	基準を満たしている
22	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	基準を満たしている
23	会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。	基準を満たしている
24	税務申告と納付を行っている。	基準を満たしている
25	現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。	基準を満たしている

以上

《「基準を満たしていない」評価基準について》

第三者評価を行った基準No.1～11において、根拠書類から運営状況が確認できなかったため「基準を満たしていない」となった項目です。内容をご確認の上、ご用意が整いましたら再評価をお申込みください。評価結果の有効期間内であれば無料で再評価いたします。

「基準を満たしていない」評価基準について

(項目1) 議事録から役員選任の議決が確認できませんでした。役員変更登記は行われていましたので、定期的役員選任について議決した議事録をご提出ください。再評価いたします。

(項目2) 理事会議事録から1事業年度において年2回以上の理事会の開催が確認できませんでした。当該基準では、事業計画・予算を審議するために「期末に1回」の開催と、事業報告、決算を審議するために「定時社員総会前に1回」の少なくとも2回の理事会の開催を求めています。次回、1事業年度において年2回以上理事会を開催し議事録を作成されましたらご提出ください。再評価いたします。ただし、少なくとも1回は実開催またはオンラインで開催する必要があります。また提出書類の中から、理事会の招集通知を確認できませんでした。通常の理事会開催では、必ず招集通知を発することが必要です。次回の理事会の開催で、招集通知を発したらその書類をご提出ください。再評価いたします。なお、招集通知は適切な方法で理事会を開催したことを証明する大事な書類です。メール等で送付した際もPDFもしくは画像で必ず記録を残しておくことをお勧めします。

(項目5) 提出書類の中から、定時社員総会の招集通知を確認できませんでした。通常の手続きでは、必ず招集通知を発することが必要です。次回の開催で、招集通知を発したらその書類をご提出ください。再評価いたします。なお、招集通知は適切な方法で会議を開催したことを証明する大事な書類です。メール等で送付した際もPDFもしくは画像で必ず記録を残しておくことをお勧めします。

(項目9) 監事監査の実施が確認できませんでした。監事監査を実施し、監査報告書を作成されましたらご提出ください。再評価します。
なお、監事は法人の業務および会計について監査を行います。業務監査は、法令および定款に則った運営状況と、理事の業務の遂行状況を確認します。会計監査は、適正な会計処理と、法人の経営状況を確認します。より詳細な業務監査を行っている監査報告書のサンプルをご参照ください。
監査報告書サンプル
<https://jcne.or.jp/2021/05/11/auditorauditreport/>

(項目11) 貴団体ホームページにて「事業計画書、事業報告書、財産目録」の公開が確認できませんでしたので、「基準を満たしていない」としました。当該基準はJCNEの独自基準となっており、事務所備え置き書類、および定款に定められている事業計画をサイト公開することで、広く情報公開をしていると評価しています。貴団体ホームページにて「事業計画書、事業報告書、財産目録」を公開されましたらご連絡ください。再評価いたします。